

議案第 23 号 上越市教育委員会事務局職員の人事異動について

議案第 24 号 学校運営協議会を置く学校の指定及び指定の解除について

報告 1 第 3 回上越市地域クラブ活動推進委員会について

報告 2 本長者原廃寺発掘調査報告会・パネルディスカッション「越後国分寺の謎を解く」の開催結果について

報告 3 小林古径記念美術館企画展の開催結果と次期企画展の開催について

報告 4 歴史博物館企画展の開催結果と次期展覧会の開催について

教育長開会宣言 午後 2 時

会議録署名委員の指名 大谷委員

教 育 長	それでは議案に入る。 議案第 9 号 上越市教育委員会組織規則の一部改正について、議案第 10 号 上越市教育委員会事務決裁規程等の一部改正について、関連があるため一括して説明を求める。
教 育 委 員 会 事 務 局 参 事 (教 育 総 務 課 長)	このたびの一部改正は、令和 8 年度における教育委員会の組織、所掌事務及び職員の職に係る規定を整備するものである。 主な改正内容は、教育総務課の課内室である「地域クラブ活動推進室」、並びに同室内の「地域クラブ活動推進係」を、学校教育課の所属に改めるとともに、学校教育課の「学事・庶務係」を廃止し、新たに「学務管理係」及び「就学支援係」を設置するものである。 両規則の施行期日は、それぞれ令和 8 年 4 月 1 日を予定している。
教 育 長	議案について意見、質問を求める。 意見、質問なし それでは、議案第 9 号、議案第 10 号について、ご承認いただけるか。 原案どおり承認
教 育 長	議案第 11 号 上越市学校給食費徴収規則の一部改正について、説明を求める。
教 育 委 員 会 事 務 局 参 事 (教 育 総 務 課 長)	このたびの一部改正は、食材費の高騰を踏まえ、学校給食費を値上げ改定するものである。 改正の概要は、学校給食費の月額及び 1 食単価について、1 食当たり 90 円相当の値上げ改定を行うとともに、減免規定に「教育委員会が特に必要と認める場合」とする条項を加えることで、国の施策となる公立小学校を対象とした「学校給食費の抜本的負担軽減」や、長引く物価高騰に柔軟に対応するものである。 具体的には、規則第 3 条第 2 項の「教育委員会が特に必要と認める場合」の規定に則り、新たに制定する「上越市学校給食費の減免に関する要綱」の中で、小学校児童の保護者にあつては全額免除とし、中学校生徒の保護者にあつては 1 食当たり 90 円を免除することで給食費の実負担額を従前のまま据え置く内容としている。 規則の施行期日及び要綱の実施期日は、ともに令和 8 年 4 月 1 日である。
教 育 長	議案について意見、質問を求める。

大 谷 委 員	給食費の無償化に伴い、これまで滞納してきた保護者が、「無償化になったのだから支払わなくてよい」と考える可能性がある。この点については、従前からの滞納分についても確実にお支払いいただくよう、適切に対応いただきたい。
教 育 委 員 会 事 務 局 参 事 (教 育 総 務 課 長)	小学校については給食費を徴収しない方針である一方、中学校については減免対応を行うこととしている。しかし、過年度分の給食費については引き続き徴収管理が残るため、回収対応を確実に実施していく。令和 7 年度から、給料の差押に至る場合があることを具体的に示すなど、明確な姿勢を示してきた結果、徴収実績が向上している。今後も、同様の対応方針のもと、未納分の回収に努めていきたい。
教 育 長	それでは、議案第 11 号について、ご承認いただけるか。 原案どおり承認
教 育 長	議案第 12 号 上越市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正について、説明を求める。
学 校 教 育 課 長	このたびの一部改正は、三郷小学校の南本町小学校への編入、諏訪中学校の設置及び牧中学校の雄志中学校への編入に伴い、関係する小学校及び中学校の通学区域を改めるものである。 施行期日は、三郷小学校の編入、諏訪中学校の設置に係る一部改正は令和 8 年 4 月 1 日、牧中学校の編入に係る一部改正は令和 9 年 4 月 1 日を予定している。
教 育 長	議案について意見、質問を求める。 意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 12 号について、ご承認いただけるか。 原案どおり承認
教 育 長	議案第 13 号 上越市学校運営協議会規則の一部改正について、説明を求める。
学 校 教 育 課 長	このたびの一部改正は、令和 7 年 6 月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が公布され、上越市学校運営協議会規則が根拠として引用している「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」も改正となったことに伴い、学校運営協議会において、校長が作成する「学校運営の基本的な方針」に教育職員の業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める必要があることから、上越市学校運営協議会規則に事項を追加するものである。 なお、施行期日は令和 8 年 4 月 1 日からである。
教 育 長	議案について意見、質問を求める。 意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 13 号について、ご承認いただけるか。 原案どおり承認

教 育 長	議案第 14 号 上越市立学校県費負担教職員安全衛生管理規則の制定について、説明を求める。
学 校 教 育 課 長	<p>このたびの規則制定は、労働安全衛生法に基づき、教育委員会に市内の学校全体を統括する安全衛生推進体制を整備するためのものである。施行期日は、令和 8 年 4 月 1 日とする予定である。</p> <p>なお、主な変更点について説明する。</p> <p>まず、規則全体の構成の見直しを行っている。健康診断の種類（第 10 条）、健康管理区分（第 12 条）などを条文として明確化した。</p> <p>特に、健康診断・健康管理に関する規定の充実（第 10 条～第 13 条）である。この点が、審査中案からの最も大きな変更点である。一般定期健康診断・臨時健康診断の区分を明示、総合健診結果の活用を可能とする規定を追加、産業医による健康管理区分（別表）を健康管理記録の作成・活用を明文化した。</p> <p>これにより、長時間勤務者対応、病気休職の未然防止、早期支援・早期復帰といった、働き方改革と直結する健康管理の仕組みを、規則上、明確に位置付けたものとなっている。</p> <p>以上のとおり、審査済案は、審査中案の基本的な考え方を踏まえつつ、法令との整合性、実務運用の明確化、働き方改革との連動を重視して内容を精査・充実させたものである。</p> <p>本規則の制定により、県費負担教職員の安全と健康を守る体制を、教育委員会として責任をもって推進してまいりたいと考えている。</p>
教 育 長	<p>議案について意見、質問を求める。</p> <p>意見、質問なし</p>
教 育 長	<p>それでは、議案第 14 号について、ご承認いただけるか。</p> <p>原案どおり承認</p>
教 育 長	<p>議案第 15 号 上越市学校給食運営委員会委員の解任についてから、議案第 22 号 上越市立図書館協議会委員の解任までについて、一括して説明を求める。</p>
教 育 委 員 会 事 務 局 参 事 (教 育 総 務 課 長)	<p>このたびの委員の解任及び委嘱は、任期満了によるもののほか、任期途中においては教職員等の年度末の異動、退職、PTA 会長の交代などに伴い解任、及び後任者の委嘱を行うものである。</p> <p>詳細については、お手元の資料をご覧いただきたい。</p>
教 育 長	<p>議案について意見、質問を求める。</p> <p>意見、質問なし</p>
教 育 長	<p>それでは、議案第 15 号から議案第 22 号について、ご承認いただけるか。</p> <p>原案どおり承認</p>
教 育 長	<p>議案第 23 号 上越市教育委員会事務局職員の人事異動について、説明を求める。</p>
教 育 委 員 会 事 務 局 参 事 (教 育 総 務 課 長)	<p>このたびの人事異動は、市全体の方針として、令和 8 年度に予定する第 7 次総合計画後期基本計画及び第 7 次行政改革推進計画後期計画の策定並びに第 3 次財政計画などの主要計画の改定を適切かつ着実に推進するための体制構築に向けた人員配置を行ったものである。</p> <p>異動の詳細については、62 ページ以降に、教育委員会の事務局各課・教育機関、13 区の分室を含めてお示ししているとおりであります。</p>

教 育 長	議案について意見、質問を求める。 意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 23 号について、ご承認いただけるか。 原案どおり承認
教 育 長	議案第 24 号 学校運営協議会を置く学校の指定及び指定の解除について、説明を求める。
学 校 教 育 課 長	令和 8 年 4 月 1 日に三郷小学校を廃止するとともに、諏訪中学校を新設することから、上越市学校運営協議会規則第 3 条の規定に基づき、廃校となる三郷小学校について学校運営協議会を置く学校の指定から解除するとともに、新たに諏訪中学校を、学校運営協議会を置く学校に指定するものである。
教 育 長	議案について意見、質問を求める。 意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 24 号について、ご承認いただけるか。 原案どおり承認
教 育 長	続いて、報告に移る。 報告 1 第 3 回上越市地域クラブ活動推進委員会について、説明を求める。
地 域 ク ラ ブ 活 動 推 進 室 長	本会議は令和 8 年 2 月 26 日に開催され、(1)報告及び(2)協議を行った。(1)報告については、担当課及び中学校校長会から資料に基づき報告を行った。(2)協議では、「上越市における地域クラブ活動に関する認定制度」及び「上越市活動指導ガイドラインの改定」について協議した。認定制度については、国の要件に基づく制度へ移行すること、対象区域の設定及び学校との連携が必要であることを説明した。ガイドラインの改定については、国の新たなガイドラインを踏まえ、活動時間等の見直しを行うことを説明した。 主な質疑応答は資料に記載のとおりであり、学校と地域クラブ活動の連携に関する意見が多く寄せられた。関係者の負担とならないよう、関係課と連携し、適切な在り方を検討していきたいと考えている。
教 育 長	報告について意見、質問を求める。
小 林 委 員	地域クラブ活動に関する新たなガイドラインにおいて、学校との連携に関する質問に対し、「関係者と調整し、どこまで可能か検討する」と回答している。会議内では具体的な連携内容が明確に示されていないが、学校との連携として現状想定されている具体的な例について教えていただきたい。
地 域 ク ラ ブ 活 動 推 進 室 長	具体的にどのような連携が必要になるのかについては、まず、国が昨年 12 月に示した新たなガイドラインにおいて、地域クラブ活動の認定要件の一つとして「学校との適切な連携」が明記されている。その確認事項として、地域クラブ活動の基本情報の共有と生徒個々の活動状況の共有、市との連携の下での情報管理の 3 点が求められている。 また、上越市の状況として、複数の学校から一つの地域クラブに生徒が参加するケースが多く、地域クラブから各学校への連絡が増加する傾向にある。そのため、学校側でも対応が困難になっているのが実情である。この課題への対応として、ICTを活用した情報共有の仕組みや、連絡フォーマットの統一化などが今後の検討課題となっている。 地域クラブと学校との間で情報共有を確実にを行うことが最も重要であると捉

	え、取組を進めていく。
小林委員	一口に「情報共有」といっても、実際には非常に困難な課題であると理解した。連携には明確な目的が必要であり、目的が曖昧なままでは学校も地域クラブも大きな負担を抱えることになる。まずは、「どの連携が、なぜ必要なのか」を整理し、経験を積みながら必要な事項を絞り込んでいくことが重要である。
大谷委員	アンケート調査では、部活動を「やりたい」と答える生徒と「やりたくない」と答える生徒がおおよそ半分ずつであるという結果が示されていたが、地域クラブの取組が進む中、教職員の声が十分に見えてこない。部活動を指導したいという思いから教員になった方もいると考えられるが、もしそのような先生方の声を把握しているのであれば、教えていただきたい。
教育委員会事務局参事	現時点で教職員がどの程度地域クラブに関わりたいと考えているのかについては、具体的な割合を示すことは難しいが、全国的な状況を見ると、部活動については「やりたい」「やりたくない」「どちらでもよい」という回答がそれぞれおおむね3分の1ずつという傾向があると承知している。 また、働き方改革の流れの中で、土日の部活動は行わない方向が教職員にも浸透しつつある。一方で、新しいガイドラインでは、これまで部活動が担ってきた教育的意義を地域クラブにおいても継承していくことが求められている。 そのため、中学校や小学校の教員の中には、地域クラブに兼職・兼業という形で関わりたいという希望を出す方が増えている。関わり方にもさまざまなパターンがあり、自校の地域クラブに参加したいと考える教員もいれば、自分の居住地のクラブに関わりたいと考える教員もいる。今後は、こうした教員の希望と地域クラブ側のニーズが適切にマッチングできれば良いと考えている。
大谷委員	地域クラブについては、指導に関わりたいという教員が参加しているという声も聞いている。一方で、保護者が指導を担っている場合には、子どもが卒業すると保護者も同時に活動を離れるため、後継者が不在になるという課題がある。こうした指導者の継続性に関わる課題についても、今後しっかりと検討していく必要があると考える。
教育長	この問題は極めて難しい課題である。3年間の試行期間が終了し、本市としても国に先んじて認定制度やガイドラインの改定を進めてきたところであるが、国の方針が大きく変わったことで、現行の取組にも修正を加えざるを得ない状況となっている。 学校との連携はより強く求められるようになっており、質の担保や教育的意義の確保という点について、学校側も決して無視できない状況にある。そのため、体制整備には引き続き時間を要すると考えているが、市としても今後も対応を継続していく。 また、保護者への説明や調整についても極めて重要であり、慎重に進めていく必要があると認識している。
教育長	報告2 本長者原廃寺発掘調査報告会・パネルディスカッション「越後国分寺の謎を解く」の開催結果について、説明を求める。
文化行政課長	令和8年3月1日に、令和6年度及び令和7年度に実施した調査結果の報告並びにパネルディスカッションを開催した。当日は、市内外から多くの参加があり、県内在住者を含め、幅広い層の来場があった。 本報告会には多くの参加者が集まり、本件に対する関心の高さがうかがえる結果となった。今後も調査を着実に進めるとともに、機会を捉えた情報発信に努めていきたい。
教育長	報告について意見、質問を求める。
小林委員	参加してみて、あっという間に時間が過ぎるほど内容が濃く、特にパネルデ

	<p>イスカッションは大変充実していた。また、県外からの参加者も多く、全国的に大きな関心を集めている取組であると実感した。</p> <p>今後も本市の発掘計画についても積極的に情報発信を行い、広く理解を得られるよう取り組んでほしい。</p>
文化行政課長	<p>今後も可能な限り現地や別会場において、様々な方法で積極的に情報発信を行っていきたいと考えている。</p>
大谷委員	<p>私も参加したが、先生のお話は非常にわかりやすかった。専門用語が専門用語に聞こえず、誰でも理解できる説明であり、普段興味のない人でも理解しやすい内容であったと感じている。</p> <p>また、参加者はどうしても年齢層が高めになりがちであることから、中学生や高校生といった若い世代を対象とした会を別に設けることも有意義であると考えている。</p>
文化行政課長	<p>学生の参加を促すことは、非常に重要な視点であると考えている。一方で、実際に開催するとなると、様々な課題も生じると思われる。適切な情報発信を含め、課題の整理からはじめていきたい。</p>
教育長	<p>報告3 小林古径記念美術館企画展の開催結果と次期企画展の開催について、報告4 歴史博物館企画展の開催結果と次期展覧会の開催について、一括して説明を求める。</p>
教育委員会事務局参事(教育総務課長)	<p>この間、実施した企画展の開催結果と次期企画展の開催の報告についてである。今回は、「小林古径記念美術館企画展の開催結果と次期企画展の開催について」、「歴史博物館企画展の開催結果と次期展覧会の開催について」、お手元の資料のとおり報告とさせていただきます。</p>
教育長	<p>報告について意見、質問を求める。</p>
鈴木委員	<p>小林古径に関するインスタグラムの発信が非常に目を引き、興味を喚起する内容になっていると感じている。ぜひ今後も継続して取り組んでほしい。また、歴史博物館は、本企画展で昔の道具に触れることができるコーナーがあり、子どもたちから「楽しかった」という声も聞いている。こうした取り組みも継続してほしい。</p>
小林古径記念美術館館長	<p>インスタグラムについては、最近フォロワー数が増加しており、良い情報発信ができていると感じている。今後も若い世代にも積極的に届くよう、楽しさが伝わる情報発信に努めていきたい。</p>
歴史博物館館長	<p>「むかしのくらし」については、長く続いている企画展であり、年々内容を拡張しながら見直しを行い、充実した展覧会へと育ってきていると感じている。</p> <p>触れることができる展示も昨年からさらに拡張した。特にダイヤル式電話については、ダイヤルの回し方が分からない子どもが多く、楽しそうに体験している様子が見られた。また、教職員の中にも実際に使ったことのない方多くいたため、大人の方にも楽しんでもらえる内容になったと感じている。</p> <p>今後も内容の見直しや拡張を図りながら、子どもたちの学びを支える展覧会を目指していきたい。</p>
金子委員	<p>歴史博物館について、定例会資料から子どもたちが楽しんでいる様子がうかがえた。また、小林古径についても、学校で見学に行ける環境が整うとより良いと感じた。週末はクラブチームの活動で時間が取れなかったり、保護者が連れて行けなかったりと、行きたくても行けない子どももいるため、例えば学校との連携を検討など、そうした子どもたちが参加しやすい環境づくりを進めてほしい。</p> <p>今夢中になっているもの以外にも、新しい世界に触れ、見て、体験できる機</p>

学校教育課参事

会を提供することは、子どもたちにとって非常に重要である。

社会科や総合的な学習の時間と関連が深いと考えている。教育課程を組む中で必要と判断すれば、見学の機会を設けることも検討する。また、各学校での取組や成果が共有されれば、より多くの学校で見学の機会を作ることができると考えている。

閉会宣言

午後2時45分

令和8年3月26日

上越市教育委員会

教育長

早川 義裕

会議録署名委員

大谷 和弘